

指定管理者評価判定結果報告書

令和元年7月10日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会
委員長代理 古 橋 知 美 印

平成30年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名 称	①高浜市南部ふれあいプラザ ②高浜市南部第2ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名 称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	①平成26年 4月 1日 ~ 平成31年 3月31日 ②平成28年 4月 1日 ~ 平成31年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に 基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	25点	100%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	48点	96%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	98点	98%	A
7. 評価結果についての講評				

「評価結果についての講評」

- ◆2館全体を通して、適正に管理・運営をされている。今後ともよろしく願いたい。
- ◆一部不明な部分はあったが、概ね良好だと思う。今年は新型コロナウイルスの影響もあり、視点を変えた管理も必要と思われるので、頑張ってもらいたい。
- ◆収支決算書において、予算と実績の差額理由が不明。次回より理由を明示してほしい。
- ◆よく頑張っていると思う。内容的に独自色がある部分は誤解を生じる可能性もあるが、今後も多くの人を巻き込んだ取り組みを期待している。
- ◆課題への取り組みや問題となることへの対処の仕方や工夫がみられ、厳しい面や地域との関係に配慮された面に柔軟さがある。運営にあたり、職員同士の連携ができていて理解し合える関係性がとても温かくみえる。